【記載例３】

旧措法41の5による繰越損失額を、平成16年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成16年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）《旧措法41の5による繰越控除1年目》

1　「不動産所得」の金額

・　「収入金額」　24,000,000円　　・　「所得金額」　16,265,000円

2　「給与所得」の金額

・　「収入金額」　8,000,000円　　・　「所得金額」　6,000,000円

3　「旧措法41の5による繰越損失額」　△15,450,000円

《第一表》

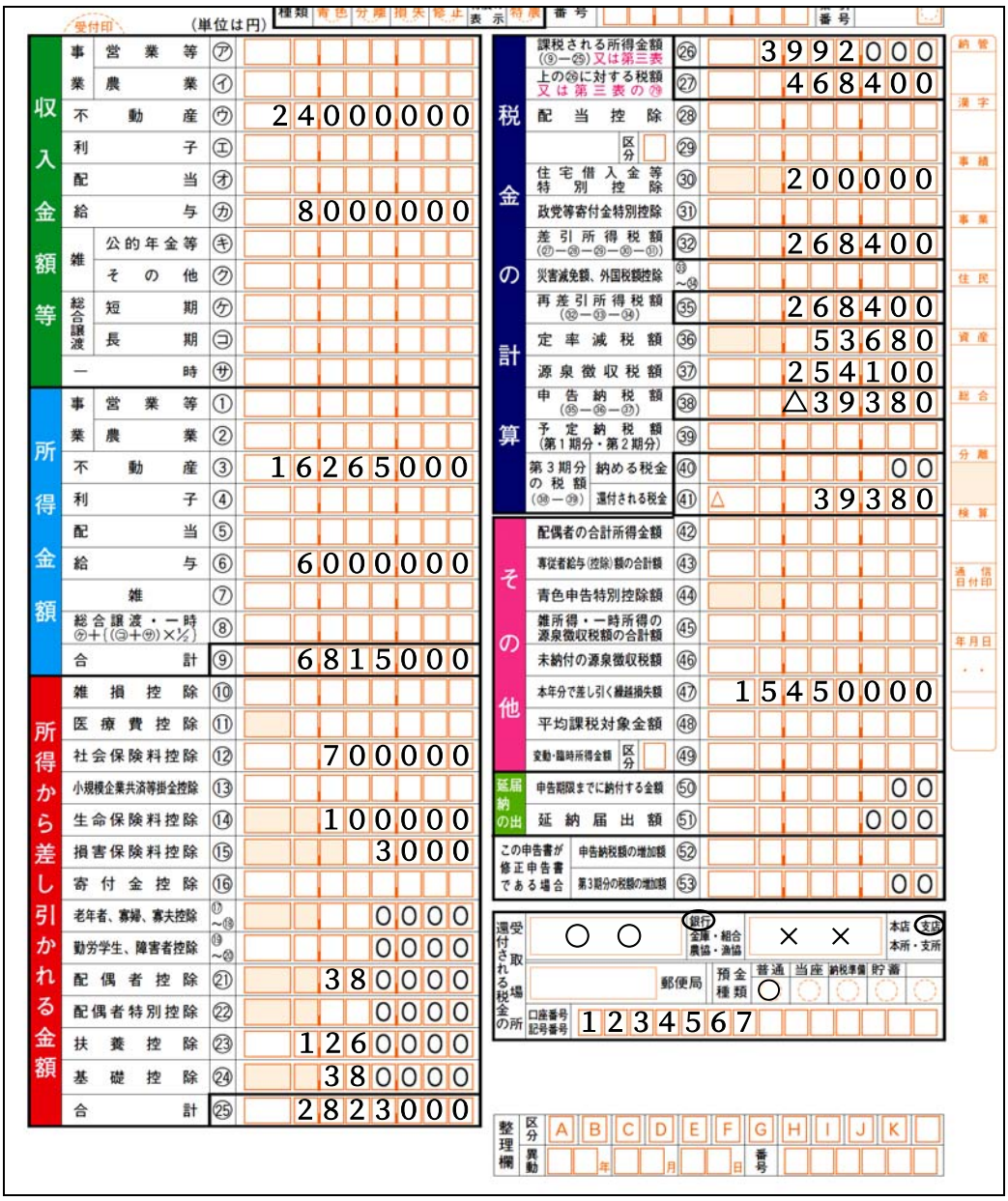

収入金額等	不動産	㋒	24000000
収入金額等	給与	㋕	8000000
所得金額	不動産	③	16265000
所得金額	給与	⑥	6000000
所得金額	合計	⑨	6815000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑫	700000
所得から差し引かれる金額	生命保険料控除	⑭	100000
所得から差し引かれる金額	損害保険料控除	⑮	3000
所得から差し引かれる金額	老年者、寡婦、寡夫控除	⑰～⑱	0000
所得から差し引かれる金額	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0000
所得から差し引かれる金額	配偶者控除	㉑	380000
所得から差し引かれる金額	配偶者特別控除	㉒	0000
所得から差し引かれる金額	扶養控除	㉓	1260000
所得から差し引かれる金額	基礎控除	㉔	380000
所得から差し引かれる金額	合計	㉕	2823000
税金の計算	課税される所得金額	㉖	3992000
税金の計算	上の㉖に対する税額	㉗	468400
税金の計算	住宅借入金等特別控除	㉚	200000
税金の計算	差引所得税額	㉜	268400
税金の計算	再差引所得税額	㉟	268400
税金の計算	定率減税額	㊱	53680
税金の計算	源泉徴収税額	㊲	254100
税金の計算	申告納税額	㊳	△39380
税金の計算	第3期分の税額 納める税金	㊵	00
税金の計算	第3期分の税額 還付される税金	㊶	△39380
その他	本年分で差し引く繰越損失額	㊼	15450000
その他	延納届出額	㊿(51)	000
還付される税金の所	銀行 ○○ 本店・支店		
還付される税金の所	口座番号		1234567

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から「旧措法41の5による繰越損失額」(△15,450,000円)を差し引いた残額(6,815,000円)を記載します。